

新居浜市
介護保険住宅改修マニュアル

～ケアマネジャー・施工業者用～

令和6年7月
新居浜市 介護福祉課

～目次～

【1】 <u>住宅改修をする前に</u>	1
【2】 <u>住宅改修の種類</u>	
(1) <u>手すりの取り付け</u>	2
(2) <u>段差の解消</u>	5
(3) <u>滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</u>	8
(4) <u>引き戸等への扉の取替え</u>	9
(5) <u>洋式便器等への便器の取替え</u>	11
(6) <u>上記(1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</u>	13
【3】 <u>事前申請について</u>	15
【4】 <u>事後申請について</u>	18
【5】 <u>住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて</u>	19

住宅改修をする前に

大がかりな工事をしなくても、介護保険を使って福祉用具をレンタル、購入することで解決できることはありませんか？まず初めに、福祉用具の利用、居室や生活動線の変更、荷物を移動し環境改善する等の検討を行った上で、住宅改修の方が適当と思われる身体状況や介護状況、住宅状況がある場合に住宅改修を行ってください。

〈例〉

改善したいこと	福祉用具の検討	その他手段や住宅改修の検討
トイレが和式便器で立ち座りが困難なので洋式便器に取り替えたい。	腰掛便座を使用することで、洋式便器のように腰掛けて排泄することができる。	体幹が不安定で、腰掛便座では転倒する可能性があるので、洋式便器に替えたい。
支えがないとトイレに一人で行けない。 家族に迷惑をかけたくないので、手すりを付けて段差を解消したい。	ポータブルトイレを使用することで、介助者の負担やトイレまでの移動の負担を軽減できる。	ポータブルトイレを購入しなくても手すりがあれば自立してトイレで排泄ができる。
浴槽に入りたいけれど、出入りするるのが怖いので手すりを付けたい。	浴槽用手すり、浴槽台、浴槽内すのこを使用することで浴槽の出入りの不安を解決できる。	浴槽手すりや浴槽台を付けても浴槽を跨げないので、浴槽縁を低くする段差解消をしたい。
浴室に段差があるので、かさ上げ工事をして、段差をなくしたい。	浴槽内すのこを使用することで、安価に段差解消ができる。	住宅改修と福祉用具を併用して、生活を自立させたい。困っていることが解決できそうな福祉用具がない。

【(1)手すりの取り付け】

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防や移動または移乗動作が、本人の身体の現状維持や改善に役立てることを目的として設置するものです。

○ 対象となるもの	×対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> • 居室内の手すり (居間、トイレ、浴室、玄関、廊下、階段等) • 敷地内の手すり (玄関ポーチ、門扉、駐車場までの通路等) • 手すりの付け替え、移設 (身体状況に合っていない、現在の場所で使用しなくなり別の場所で再利用する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉用具貸与の対象となる手すり • 敷地外の手すり • 手すりの機能外の付加部分 ペーパーホルダー付き手すりのペーパーホルダー部分、スライドバー付きシャワーフックのシャワーフック部分等) • 扉や壁に固定されていない家具への手すりの設置 • 既存手すりの老朽化、汚損による取替

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

• 部材の選択

介護保険での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしており、家のデザインに合わない等の理由で必要以上に高価な部材を選択されないよう配慮してください。

• 両手すりの設置

通常は片手すりを設置することとしていますが、身体状況（上肢、下肢の欠損、片麻痺等）により両手すりを設置しなければならない場合、その旨が理由書に記載されていれば、対象となります。

• 跳ね上げ、着脱式の手すりの設置

取り付け位置の環境条件から、やむを得ず可動の必要があり、利用者自身が跳ね上げ、又は着脱式であると認識できる場合には、これらの手すりの設置も対象となります。原則手すりは両側固定されるものが安全と考えるため、跳ね上げ式の手すりを希望する場合にはその必要性を勘案し、適否を判断することになります。

• 付加機能付きの設置

ベンチ付き手すり、ペーパーホルダー付き手すり、シャワーフック、スライドバー付き手すりなど、介護保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、見積書作成時に対象部分と対象外部分の費用を区分する必要があります。区分できない場合は支給対象外となります。

• 2Fへ移動するための階段の手すりの設置

2Fへの上がり降り自体が高齢者にとって危険と考えられるため、まずは居室を1Fに移す等、2Fを使用しない環境づくりを検討してください。ただし、1Fには店舗があり2Fが住居である、1Fに居室がなく本人が過ごせるスペースがない（片付けることで確保できる場合は当てはまりません）等のやむを得ない理由がある場合は支給対象となります。その旨を理由書に明記した上で申請してください。

《事例》

Q1.手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚上のもの）もあるが、住宅改修の支給の対象となるか。

A. 支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要となります。

Q2.手すりの取り付けとは「廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とする」とあるが、居室内に手すりを取り付けることは支給対象となるか。

A. 「手すりの取り付け」として支給対象となります。

Q3.以前に設置した手すりの設置位置が、要介護者の身体等の状況から見て現状では不適切であるため付け替える。この場合、既存手すりの取り外し費用も対象となるか。

A. 単に老朽化したとの理由であれば認められませんが、この場合のように身体的理由によるものであれば対象となります。住宅改修が必要な理由書に、その旨を記載してください。

Q4.靴箱への手すりの取り付けは、支給対象となるか。

A. 作り付けの靴箱への手すりの取り付けは支給対象となりますが、固定されていないものへの取り付けは安全性の観点から支給対象とはなりません。作り付けの靴箱に取り付ける場合は、施工業者による固定されている事が分かる写真の添付が必要です。

※上記の場合に限らず、どの改修においても固定されているかあいまいなものは、固定されていることが分かる写真の提出が必要となります。事前申請時に提出してください。

Q5.庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

A. 住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とします。庭の手入れは本人にとっては習慣かもしれませんが、それを行わなくても日常生活に支障は生じない為、「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えません。他にも畑や仏壇へ行くため、仕事をするため、衣替え、防犯、換気、新聞を取りに行く、来客対応、荷物の受け取り等もこれにあてはまり対象外となります。

洗濯物を干す行為は「日常生活上、必要なもの」の範囲にあたるため、住宅改修の対象となります。

Q6.認知症状があり自宅内様々な所を歩いてしまうため、歩きそうな部分に手すりを取り付けたいが可能か。

A. 認知症のためという理由のみであれば対象外となります。各箇所を利用する目的・身体的理由が必要ですので理由書に記載してください。

Q7.店舗兼住居である。現在は子供がその仕事を引き継いでいるが、身体的理由で家族の見守りが必要なため日中は店舗で過ごしている。仕事はしていない。店舗内にはトイレがない為、居室までの行き来が必要だがその間段差があり昇降が難しくなった。店舗に手すりをつけることは可能か。

A. 基本店舗部分については現に居住する居宅ではないので住宅改修の対象とはなりません。店舗と居室をつなぐ部分で利用者の「日常生活動線の範囲・常時自宅におり見守りが必要なこと」という理由があるのであれば対象となります。ただし、仕事の為であれば対象外です。

Q8.玄関は通院のため、勝手口は洗濯のため、という理由がある。2か所の出入口に手すりを取り付けることは可能か。

A. 原則出入口として認められるのは1か所のみです。しかし、独居で家事を自身で行っている等理由があれば2か所とも認められる場合がありますので、理由書に各箇所の理由を記載してください。

Q9.手すりを取り付けるにあたり、扉が開かなくなるため扉の取替えもしたい。対象となるか。

A. 手すり取り付けに対する付帯工事として認められているのは、補強レベルのものなので、扉の取替えは対象外となります。

Q10.トイレまでの動線上に手すりを取り付けたいが、小便器・手洗い場があり撤去しなければならない。それらの撤去費も対象となるか。

A. 小便器・手洗い場の撤去が動線の確保、排せつ動作の円滑化のためにやむを得ないものであれば、付帯工事として認められますが、単に手すりを取り付ける際に邪魔になるため撤去したいという理由であれば、対象となりません。

Q11.賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A. 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとなりますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象とします。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断してください。

【(2)段差の解消】

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差や玄関から道路までの通路等の 床段差または傾斜を解消するものです。具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等を想定しています。ただし、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

○給付対象となるもの	×給付対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・敷居の撤去 ・スロープの設置工事 ・浴室の床のかさ上げ ・居室、廊下のかさ上げ ・玄関上り框等の段差に踏み台を固定設置する工事 ・浴槽の取替え（またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合） ・段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事 ・玄関から敷地外までの通路の敷石による凹凸をモルタル等で平坦にする工事 ・路面が傾斜で車いす等での通行に支障がある場合に路面を水平にする工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与の対象となる「スロープ」または特定福祉用具の購入の対象となる「浴室すのこ」を置くことによる床段差の解消 ・段差解消を伴わない階段踏み面の拡張 × 踏み台、スロープを固定せず置くことによる段差解消 ・昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器を設置する工事、又、それらを設置する箇所のために床段差を解消する工事。 ・掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事 ・破損や老朽化による段差の修繕 ・必要性の整合が取れない段差解消（同一動線上の複数の段差において、段差解消の有無がある等） ・浴槽を広くする目的での浴槽の取替え ・いす、腰掛け台の設置 ・浴室の工事で対象外となるもの（給湯器、風呂釜、水栓金具、スライドバー付きシャワーフックの取付け）

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

・部材の選択

介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしており、家のデザインに合わない等の理由で必要以上に高価な部材を選択されないよう配慮してください。

・居室や廊下の床かさ上げ

敷居撤去やスロープの設置等で対応できない場合に限り、給付対象となります。破損や老朽化がないか事前に訪問し確認させていただきます。

・浴室床かさ上げ

基本はすのこ等の福祉用具を活用していくこととなります。福祉用具を検討しても困難な状況が改善されない場合に対象となります。検討した事等理由書に明確に記載してください。

床をかさ上げすることにより浴室床と浴槽底の段差が大きくなると、浴槽出入り時にバランスを崩し転落しやすくなります。

・「浴槽の取替え工事」と「すのこ設置・踏み台設置（福祉用具購入）」

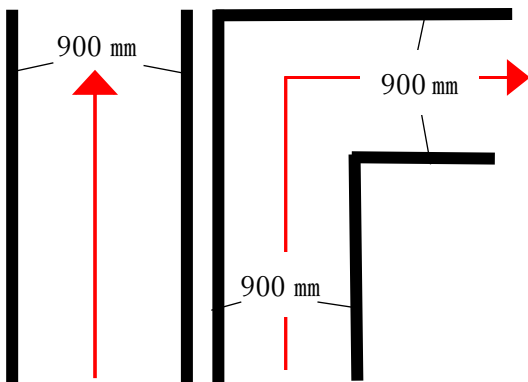
段差の解消工事として、「浴槽の取替え」を行う場合、「浴室内すのこ」や「浴槽内すのこ」、「踏み台として使用する入浴台」の福祉用具購入は、原則住宅改修の保険給付として認められません。「浴槽の取替え」、「すのこ」、「踏み台」は、利用者の浴槽の跨ぎ（出入り）動作を安全・容易に行うための共通目的があるため、併用することは想定されていません。

・必要以上の幅員における段差解消

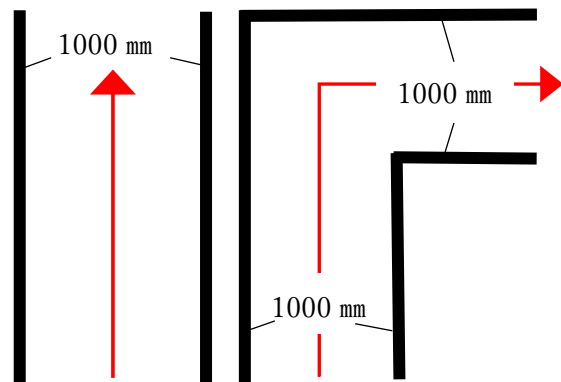
踏み台や通路において通行に必要な幅員のみを面積按分し、支給対象となります。

新居浜市では【国土交通省 建築設計標準第2部第3章 基本寸法等】を参照に以下のとおり、各通行手段によって支給対象となる幅員を定めています。目安として、単独歩行で 1000mm、車いすで 900mm 程度を認めています。これらの幅員を超過して改修する場合、超過分の幅を面積按分し、超過分を除く通行幅を支給対象とします。なお、歩行を想定したスロープ又は通路に、併せて手すりを設置する場合においても、手すり設置部分の幅も含めて、1000mmまで支給対象となります。(車いすでの通行において、スロープ又は通路に手すりを設置することは想定できないことから、併せて手すりも設置する場合、手すりの設置は支給対象外となります。)

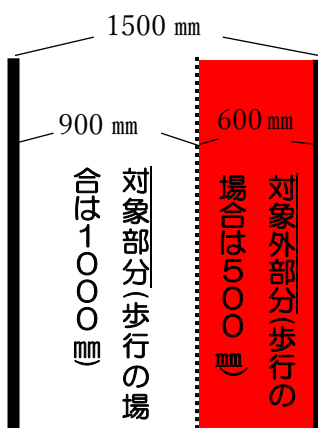
【車いすでの通行の場合】



【歩行(杖、歩行器も含む)での通行の場合】



【対象とする幅員を超過して設置する場合】



対象幅員は車いすで 900 mm、歩行(杖、歩行器も含む)で 1000 mm です。見積書作成の際は、工事全体の費用と対象幅員分の費用がそれぞれ確認できるように作成をお願いします。なお、諸経費、施工費、消費税についても面積等の比率で按分してください。

《事例》

Q1.居室から屋外に出るため、玄関ではなく、縁側や掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。

A. 玄関にスロープを設置する場合と同様に、縁側や掃き出し窓へのスロープの設置は対象となります。

しかし、あくまで普段出入りを行うのは玄関や勝手口等となるので、それらから出入りできない理由(歩行困難となり車いすでの生活となったため、玄関等から出入りできなくなった等)が必要です。

Q2.上がり框の段差緩和の為式台を設置したり、上がり框の段差を2段にししたりする工事は対象となるか。

A. 式台については、金具等で固定され持ち運びが容易でないものは床段差の解消として対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外です。式台を設置した場合は、金具等で固定されていることが分かる写真の提出が必要です。

Q3.掃き出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になる為、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は段差を解消するための住宅改修費として対象になるか。

A. 昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。

Q4.浴室の改修について、段差の解消や手すりの取り付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバス（壁、床、天井、浴槽が一体のもの）として丸ごと取替える場合、対象となるか。

A. 個々の工事費用を按分し、その部分の改修費が算定できれば、対象となります。ただし、天井、壁面等の部分については、住宅改修項目のいずれにも当てはまらないため対象になりません。

Q5.畑に行くために勝手口の段差解消の為のステップ台を設置したいが可能か。

A. 住宅改修は日常生活動作（食事・排泄・入浴・受診等の移動）を助けるものとなっております。『畑に行くため』という理由は趣味・生きがいと捉えますので対象外となります。

Q6.段差解消工事を行うことにより扉が開かなくなる。扉をずらす工事は対象となるか。

A. 扉部分の工事は対象外です。

Q7.自宅内の各部屋の出入口に段差があり、躓き転倒しているため、廊下全体のかさ上げをしたいと考えているが対象となるか。

A. まずは各部屋にレンタルスロープの設置、敷居の撤去をすることで問題が解消されるか検討してください。福祉用具等で解消できず、困難な状況が続いているのであれば、対象となります。

Q8.屋外に風呂やトイレがある場合、そこまでの段差解消や手すりの設置は対象となるか。

A. 風呂やトイレが屋外にある家であれば、対象となります。その場合、動線が分かるような写真及び平面図を提出してください。

Q9.玄関から道路に至る既存の通路を通り、ブロック塀を回り込んで駐車場へ行っていたが、下肢筋力低下の為長距離の移動は難しくなった。ブロック塀を一部壊し、まっすぐ進めるようにすることで動線を短くしたい。通路を新設する工事は対象となるか。

A. 通路の新設は対象外です。ただし、車いすを利用する方が、他に通路を確保できない場合は対象となります。

【(3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

○給付対象となるもの	×給付対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ・浴室床材を滑りにくい床材に変更 ・屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ・階段への滑り止め材の固定設置 ・滑り止め材の塗布 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化及び破損による床材の張り替え ・同じ材質への床材の張り替え（木製板材から木製板材等） ・転倒時のけが防止を理由とする柔らかい床材への変更 ・浴室用滑り止めマットの設置 ・取り外すことを前提として簡易に設置するもの ・通路の新設に該当する工事

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

・部材の選択

介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしており、家のデザインに合わない等の理由で必要以上に高価な部材を選択されないよう配慮してください。

・滑り止めテープの貼付け

十分な耐久性があるか確認が必要です。

・支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。また、通路を床材変更する通路やスロープの設置と同様に、定めた幅員分(p6 段差解消の対象とする幅員を参照)のみ対象となります。区分できない場合は支給対象外となります。

《事例》

Q1.歩行器を使用しており、畳では動きが悪くなるのでフローリングに変更したい。対象となるか。また、フローリングを敷くことも対象となるか。

A. 床材変更の対象になります。固定せず敷くだけの場合は対象外となります。

Q2.階段に滑り止めのゴムを付けることは、床材の変更としてよいか。

A. 床材の変更として対象となりますが、「p2 2F へ移動するための階段の手すりの設置」同様に、当該箇所を利用する明確な理由が必要です。

Q3.屋外通路が滑りやすいため、レンガに変更することは住宅改修の対象となるか。

A. 床材の変更として対象となりますが、制度の性質上必要最低限の機能を満たす材料にて工事をお願いするため、デザイン目的である場合や、必要以上に高額なものと認められる場合対象外となります。

【(4)引き戸等への扉の取替え】

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。また、扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事も対象です。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、保険給付の対象となりません。

○給付対象となるもの	×給付対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・開き戸から、引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え ・ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更） ・引き戸へ取っ手の取り付け（手指の関節等に支障があり通常の取っ手では足りない場合に限り専門のケアハンドルをつけることを想定） ・戸車、レールの設置、取替え ・扉の吊り位置変更 ・扉の撤去 ・門扉の取替え ・扉の新設（扉位置の変更等に比べ、費用が低額に抑えられる場合に限る） ・重い引き戸から軽い引き戸への取替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による取替え、修理 ・直接本人が使用しない扉 × 引き戸等の新設 × 引き戸への変更の際に自動ドアにする 場合の動力関係部分 ・破損によるけがを防ぐための扉ガラス部分の材質変更 ・万が一に備えて開き戸を折戸に取替え（単に利便性、緊急時のためだけという理由では対象外） ・間口の拡大 ・雨戸の取替え

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

・部材の選択

介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしており、家に合わない等の理由で必要以上に高価な部材を選択されないよう配慮してください。

・扉位置の変更

単に間口を広げる工事は対象外となります。車いすや歩行器利用者である等で自立支援に即している場合に限ります。

・支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

《事例》

Q1. 洗い場が狭く福祉用具が置けない等の理由で、開き戸を折り戸に取り替える場合は支給対象となるか。

A. 支給対象となりません。身体の状態の変化が理由で開閉が容易でないという理由があれば対象となります。

Q2. 扉の工事で右開きを左開きへの変更については住宅改修に対象となるか。

A. 扉そのものを取替えない場合でも、身体的理由があり性能が変われば、対象となります。

具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合があります。

Q3. 浴室の扉の開き戸を撤去してシャワーカーテンを取り付けたい。この工事は介護保険住宅改修の対象となるか。

A. 住宅改修の工事はあくまで扉の取替え等という事であり、扉を撤去してカーテンとしての使用目的でのシャワーカーテンを取り付ける工事は対象外となります。

Q4. 既存の引き戸が重いので身体状況に合わせた引き戸等に変更することは住宅改修として認められるか。

A. 身体的状況に応じて引き戸から引き戸への変更も対象となります。しかし、老朽化が原因であれば対象外となります。

Q5. ドアノブを変更するために、扉ごと取替えた場合（開き戸から開き戸）支給対象となるか。

A. 身体的・物理的理由があれば対象となります。単に老朽化したからという理由では対象外となります。

Q6. 扉の向きの変更。動線を確保するために外開きから内開きにしたい。しかし内開きにすると大きな家具に当たり十分な幅の確保ができない。柱から15cmほどの小壁を増設し扉の幅を短くすることで、棚に当たることなく十分な通行幅ができる。この小壁の部分は対象となるか。

A. 小壁の部分は増設となるので対象外です。見積書を対象分と分けて提出してください。

Q7. 戸車の動きが悪く、扉が重くなっているため戸車を交換し、軽く開けるようにしたい。戸車交換の費用は支給対象となるか。

A. 戸車の性質上、元々重いものである場合は対象としますが、単に割れ、欠け、すり減り等の老朽化や故障が直接の原因であれば対象外となります。

【(5)洋式便器等への便器の取替え】

和式便器から洋式便器等への便器の取替えや、既存の便器の位置や向きを変更することで立ち座りのサポートを行うことを想定しています。和式便器から暖房機能及び洗浄機能等が付帯されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合、これらの機能の付加のみは対象になりません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗式洋式便器に取替える場合は、水洗化または簡易水洗化にかかる部分の費用は、保険給付の対象となりません。

○給付対象となるもの	×給付対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器から洋式便器（一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む）への取替え ・便器の取替えに伴う床、壁の解体、床の修復工事 ・既存の便器の位置や向きの変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器の便座を洗浄機能や暖房機能等が付加された便座へ取替えるもの ・水洗化または簡易水洗化にかかる費用 洗浄便座設置に伴う給排水、電気工事 ・既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

・部材の選択

介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしており、家のデザインに合わない等の理由で必要以上に高価な部材を選択されないよう配慮してください。

・トイレの移設に伴い和式便器を洋式便器に取替える場合

便器及びその設置費用のみ給付対象となります。元のトイレが残る場合は取替えではなく新設となるので給付対象となりません。

・福祉用具購入後及び既存腰掛便座の設置後の住宅改修

腰掛便座を福祉用具として購入し保険給付を受けた場合や、自費購入を問わず既に腰掛便座を設置した状態からの洋式便器への住宅改修工事は基本的に支給対象と認められません（洋式便座と同様の排泄動作であるため）。但し、自立支援が目的で日中はトイレ、夜間はポータブルトイレである等、使用用途が明確であれば対象となる場合がありますので相談してください。

・支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

《事例》

Q1.リュウマチ等で膝が十分に曲がらない等の理由で、便座から立ち上がるのが困難な場合に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして改修の対象となるか。

①洋式便器をかさ上げする工事

②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合

③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A. ①は対象です。

②については、既存の洋式便器が古くなったことによって新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。その高齢者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、支給対象として差し支えありません。

③については、住宅改修ではなく、補高便座（洋式便器の上において高さを補うもの）として特定福祉用具の支給対象となります。

Q2.和式便器から、洗浄機能が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

A. 新居浜市では、原則洗浄機能等が付加された便座を選択する場合、洗浄機能等設置に伴う工事は対象外としています。洗浄機能付きの便座を選択する場合、見積書は対象、対象外部分を分けて提出してください。

ただし、一体型の洋式便器については、洗浄機能が付加されたものでも対象となります。

Q3. 現在使用しているトイレを残したまま、別の場所に洋式トイレを設置する場合は支給対象となるか。

A. トイレの新設は支給対象外です。

【上記(1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修】

付帯工事は最低限必要な部分のみです。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強。

②段差の解消

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置。

③床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更の路盤の整備。

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事。

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く）、床材の変更。

《事例》

Q1.手すりを設置するために補強板を壁に埋め込む際に、補強板を隠すために壁紙全体を張り替えたい。この時、壁紙を貼り替える施工費用は付帯工事になるか。

A. 付帯工事になりません。見た目に関しては最低限必要な工事として認められない分類になるため、対象外となります。

Q2. 既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給対象となるか。

A. 要介護者の身体状況の変化が理由で手すりの取替えが必要な場合であれば、既存の手すりの撤去にかかる費用も付帯工事として支給対象となります。「住宅改修が必要な理由書」に、その旨を記載してください。単に老朽化したことが理由である場合は、支給対象とはなりません。

Q3.非水洗便器から水洗便器に取替えの際、給排水管を取り付ける工事は付帯工事の対象となるか。

A. 便器の取替えの際の給排水設備工事の内、水洗化や簡易水洗化に係る工事は付帯工事の対象外となります。

Q4.水洗化されている和式便器を洋式便器に取替える際に、給排水管の位置や長さを調節する施工は付帯工事の対象となるか。

A. 便器の取替えの付帯工事として対象となります。

Q5.段差解消工事で踏み台を固定するが、そのままでは固定することができず、補強版を取り付けることで固定が可能になるが、補強版は対象となるか。

A. 段差解消の付帯工事として対象となります。

Q6.便器の取替えに併せて、袖壁の撤去も行いたい。付帯工事として対象となるか。

A. 本人の身体的理由、または撤去しないと洋式便器が設置できない等の物理的理由が明確であれば対象となります。

～事前申請について～

申請には事前申請、事後申請の二段階設けられています。事前申請では保険給付として適当な改修かどうか提出書類をもとに審査し、事後申請では事前内容と相違なく、正常な施工が行われたかを確認し、住宅改修費の支給を決定します。申請時には以下の書類をご用意いただく必要があります。事前申請受付後、7日程度(土日、祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)をめぐり、担当するケアマネジャーへ電話にて、市より不備及び着工可否の連絡をさせていただきます。

ただし、内容に不備があり、着工許可が7日を超過することも想定されます。また、急ぎの申請も希望通り対応しきれない場合もあります。申請は余裕を持ち、計画的に行っていただくようお願いいたします。なお、介護保険法等の住宅改修の規定ほか、建築基準法などの建築関係の法規を必ず守ってください。(違反していると判断した場合には、計画の再検討を求めます。)

～必要書類～

- ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(市様式あり)
- ・住宅改修が必要な理由書(市様式あり)
- ・賃貸承諾書(市様式あり) ※賃貸物件の場合必要なものです
- ・工事内訳書(見積書)
- ・改修家屋の平面図
- ・改修前の写真(日付入り)
- ・マイナンバーカードまたは通知カードの両面の写し

～ユニットバス工事の申請時に別途必要な書類～

- ・打合せシート(メーカー発行の見積書)
- ・仕様書(ユニットバスの図面)
- ・カタログ
- ・価格振り分け表(ユニットバス各部の価格表)

～必要書類～

《介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(市様式あり)》

- ・各箇所にある日付は、それぞれ記入した時の日付を記載してください。
- ・被保険者と住宅所有者が異なる場合、『住宅所有者の承諾』の欄を、住宅所有者が記載してください。(賃貸住宅の場合は『賃貸承諾書(市様式あり)』が必要です)
- ・市記入欄、着工日、完成日及び、改修費用については記入しないでください。
- ・コピーしたのではなく、必ず直筆のものを提出してください。(鉛筆、フリクションペン不可)

《住宅改修が必要な理由書(市様式あり)》

- ・介護保険法にて、理由書には被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものとなっています。各箇所毎に1つずつ理由を記載してください。

※項目は一つだからと、まとめて1つの理由で提出される例が見受けられます。各箇所で細かい理由があると思われるので、詳細に記載するようにお願いします。

- ・各申請箇所において、動線を明確に記載してください。
- ・各申請箇所で、どのような生活動作を行うのか明確に記載してください。(移動、方向転換、扉の開閉、段差の上がり下り等)
- ・H30.7～担当するケアマネジャー等は、複数の住宅改修の事業者から見積を取るよう、利用者に対して説明することが義務化されました。業者選定の経緯を総合的な状況欄に記載してください(複数の見積を

取らなければ住宅改修の申請ができないわけではありませんが、ケアマネジャー等ではなく利用者自らがサービスを受ける施工業者を選択すべきという意識を持った上で、施工業者を選択する判断材料として相見積を活用して頂きたいと考えます。)

《賃貸承諾書(市様式あり)》

- ・賃貸借契約を結ばれている方（借主及び貸主）のみ記入してください。
- ・家屋借受人については、賃貸借契約を結ばれている方が家族の場合は、その方の名前を記入してください。
- ・住宅改修の概要には、介護保険で行う工事について、すべて記入してください。

《工事内訳書(見積書)》

- ・宛名は被保険者のフルネームで発行してください。
- ・見積日、会社名、住所、代表者氏名、会社印を入れてください。
- ・製品の型番等詳細に記載してください。記載できない場合は、その製品の型番や製品名等が記載されたカタログのコピーを添付してください。（ネジ等細かい備品についてはまとめて消耗品費等で記載していただいて構いません）
- ・工事を行った箇所、内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分し記載してください。
- ・支給対象外の工事も併せて行った場合、全体の費用と支給対象分の費用が分かるように記載してください。

《改修家屋の平面図》

- ・場所の名称を記載してください。（引き戸・開き戸の箇所や向き、寝室・浴室等の各部屋の種類等）
- ・改修箇所や位置が分かるように図示してください。

《改修前の写真》

- ・カラー写真での提出をお願いします。
- ・マジック等で線を引く、取付位置にテープを貼って写真を撮る等、おおよその取付位置、形状の確認ができ、完成後の姿が予想できるようにしてください。
- ・撮影した日付が入っているか確認してください。（カメラに日付機能が付いていない場合は、ボード等に日付を記載した状態で写真内に写しこませてください）
- ・洗濯物や駐車場までの移動等が理由の場合、補足としてその道のりが分かる写真を付けてください。洗濯物を干しに行くこと、ごみ置き場にごみを置きに行くこと等が理由の場合、物干し竿やごみ置き場の位置が具体的に分かる写真を入れてください。
- ・手すりの取り付けにおいて、段差の昇降が理由の場合、段差が分かるような写真を補足で付けてください。
- ・段差解消については、段差部分にメジャーを当てて段差があることを明らかにした写真にしてください。
- ・補足写真にも日付は必要です。
- ・補足の写真もどこの部分のものか分かるよう平面図等に記載してください。

～ユニットバス工事の申請時に別途必要な書類～

《打ち合わせシート》

- ・メーカーが発行している見積書です。
- ・宛名は被保険者のフルネームで発行してください
- ・会社名、社印を入れてください。

《仕様書》

- ・ユニットバスの寸法が記載されている図面です。

《カタログ》

- ・該当のユニットバスが記載されたページのコピーを添付してください。

《価格振り分け表》

例

	ユニットバス各部	扉	床	浴槽	手すり	壁	天井	器具	その他
	支給対象/対象外	対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%
価格	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- ・介護保険住宅改修費の支給対象は、厚生労働大臣が定める 6 種類であり、ユニットバス工事自体は認められていません。しかし、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となります。上記の例を参考に、各ユニットバスメーカーからの価格振り分け表を必ず添付してください。
- ・按分の計算のベースとなる見積金額は、実際の販売価格としてください。

《その他留意点》

- ・着工許可が下りた後に、工事内容や金額を変更することは、原則認められません。しかし、やむを得ない理由があり、軽微な変更(部品の変更、手すりの設置個所及び向きの変更等)がある場合、着工前に、各担当業者やケアマネジャーが、市に連絡することで認められる場合があります。変更によって見積金額が変わらない場合でも連絡いただきます。事前連絡なく、事後申請時の写真や金額内容に相違がある場合、住宅改修費の支給はできません。

～事後申請について～

～必要書類～

- 領収書
- 請求書（市様式あり）
- 工事内訳書 ※事前申請時より内容の変更があった場合必要です。
- 改修後の写真（日付入り）

《領収書》

- 住宅改修に要した全体の費用を記載してください。
- 領収日が確認できるように記載してください。
- 税抜き価格で5万円以上の領収書にはその価格に応じた収入印紙の貼付が必要です。
- 被保険者宛（フルネーム）で発行してください。
- コピーしたものでも差し支えありませんが、不鮮明なものは受付できません。

《請求書（市様式あり）》

- 訂正印は使用できません。誤記した際は新しいものに書き直してください。
- コピーしたのではなく、必ず直筆のものを提出してください。（鉛筆、フリクションペン不可）
- 金額及び日付は記載不要です。空欄のまま提出してください。

《工事内訳書》

※支給対象外の工事を行わず、改修内容の変更もない場合、提出の必要はありません。

- 工事を行った箇所、内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分し記載してください。
- 支給対象外の工事も併せて行った場合、全体の費用と支給対象分の費用が分かるように記載してください。

《改修後の写真（日付入り）》

- カラー写真での提出をお願いします。
- 改修状況が明確にわかるように撮影してください。
- 撮影した日付が入っているか確認してください。（カメラに日付機能が付いていない場合は、ボードに日付を記載した状態で写真内に写しこませてください）
- 補足写真にも日付は必要です。

《その他留意点》

- 事後申請提出時、工事の着工日及び、着工終了日をお知らせください。（内訳書や写真等の書類に記載でも可）。
- 事後申請の届出期限は、改修工事施工業者が施工費を領収した日から2年間です。

～住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて～

本来、居宅介護住宅改修費支給限度額、介護予防住宅改修費支給限度基準額は共に 20 万円までです。しかし、例外的に支給限度額がリセットされる場合があります。概要は以下の通りです。

例外1 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給することができます。（以下「3段階リセット」という。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1 又は要支援2
第一段階	要支援1 又は経過的要介護 あるいは要支援（旧）

- 要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっていないので、3段階リセットは適用されません。
- 「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットが適用されないため、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。
- 3段階リセットが適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。支給限度額管理はリセット後のみで行われます。
- 3段階リセットの適用は、一の被保険者につき1回のみです。
- 転居した場合（例外2参照）は、転居後の住宅改修に着目し、3段階リセットが適用されます。

例外2 転居した場合

- 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給することが可能です。（以下「転居リセット」という。）
- 3段階リセットは転居後の住宅のみに着目して適用されます。（転居リセットが優先）
- 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

新居浜市役所 介護福祉課 事業所指導係

☎ (0897) 65-1241

FAX (0897) 37-3844

E-mail kaigo@city.niihama.lg.jp